

事 務 連 絡

令和 8 年 8 月 13 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「小児初期救急センター運営事業」における補助対象の考え方について

平素より医療行政の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標記について、令和 8 年 4 月 8 日医政発 0408 第 2 号厚生労働省医政局長通知「救急医療対策事業実施要綱」の「第 1 初期救急医療体制（休日夜間急患センター、小児初期救急センター）」における補助対象の規定に関し、具体的な取扱いを明確化する観点から下記のとおり整理しましたので、管内の第一次小児救急医療機関等に周知いただきますようお願いいたします。

記

「第 1 初期救急医療体制（休日夜間急患センター、小児初期救急センター）」の 2(2)について、「補助対象としている地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターの運営、施設整備及び設備整備を補助対象とする。」とあるが、診療所に限定するものではなく、病院も対象となり得ること。

【参考】「救急医療対策事業実施要綱」（令和８年４月８日医政発 0408 第２号厚生労働省医政局長通知）抜粋

第 1 初期救急医療体制（休日夜間急患センター、小児初期救急センター）

1. 目的

(1) 休日夜間急患センター

この事業は、主に独歩で来院する自覚症状が軽い患者への夜間及び休日における外来診療を担う休日夜間急患センターを整備し地域住民の急病患者の医療を確保することを目的とする。

(2) 小児初期救急センター

この事業は、小児の急病患者を受け入れるため、小児救急医療支援事業等の二次救急病院と連携し、小児患者の休日夜間の診療体制を確保することを目的とする。

2. 補助対象

(1) 休日夜間急患センター

都道府県の医療計画等に基づき、地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する休日夜間急患センターの施設整備、設備整備を補助対象とする。

(2) 小児初期救急センター

都道府県の医療計画等に基づき、地方公共団体が実施する小児初期救急センターの運営又は、地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターの運営、施設整備及び設備整備を補助対象とする。

3. 整備基準

(1) 休日の診療とは、次のアからエに掲げる日の午前８時から午後６時までの間に診療を行うことをいい、夜間の診療とは午後６時から翌日午前８時までの間に診療を行うことをいう。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和２３年７月２０日法律第１７８号に定める祝日及び休日

ウ 年末年始の日（１２月２９日から１月３日まで）

エ 週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

(2) 施設及び設備

ア 休日夜間急患センター

休日夜間急患センターとして必要な診療部門等及び医療機器等を備えるものとする。

イ 小児初期救急センター

小児初期救急センターとして必要な診療部門等及び医療機器等を備えるものとする。

(3) 地域住民に対して救急医療に関する情報提供を行う。

4. 留意事項

休日夜間急患センター及び小児初期救急センターは、厚生労働省医政局が実施する現況調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。